二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字小物越一〇三一、字中水無沢一三八一、字一本杉一二三三の五、字ヒトロ九〇七、九〇八、九〇八の一、九〇八の乙、字猫ケ沢五四五九、字村上五九三一、五九六九、字大森山ノ内六〇五五の八、六〇五五の九

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び山形市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千五百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十一月十七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県山形市大字下東山字右沢二一五八から二一六一まで・二一六四・二一六五・二一七〇・二四五二・二四五三（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）、大字柏倉字逆倉三五〇六の一（次の図に示す部分に限る。）、字松森三四九五の一（次の図に示す部分に限る。）、大字上桜田字下硯石八一九の一六、字中ノ森七九五の二、字平八一八の一八、小白川町字中の沢一二五四（次の図に示す部分に限る。）、大字平清水字松山六三九の一一（次の図に示す部分に限る。）、大字上宝沢字松留七一八の乙・七二〇の乙・二二三六・二二四〇（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、二二三二、字王地堂二二四一（次の図に示す部分に限る。）、字上ノ原七〇二の乙（次の図に示す部分に限る。）、字山居九三五の一、九三五の二、九三六の二、九三六の三、一一三三、一一三三の乙、一一三五、一一三六、一一三七の乙、一一三七の一の乙、一一三七の一の丙、一五一四から一五一七まで、一五二〇、一六六八、一六六八の一から一六六八の三まで、一六六八の丁、二六二四、二六二五、二六二五の乙、字毛倉平一一三四の二、一一三七、一一三七の一、字上向山一六六七、字小手沢二七一八の一、二七一八の二、二七二一の一、二七二一の二、大字村木沢字村上五八九六の二、五八九六の三、五八九七の一から五八九七の三まで、五九一七、五九一七の一、五九一七の乙

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字右沢二一五八から二一六一まで、二一六四、二一六五、二一七〇、二四五二、二四五三、字逆倉三五〇六の一、字松森三四九五の一、字下硯石八一九の一六、字中ノ森七九五の二、字平八一八の一八、字中の沢一二五四、字松山六三九の一一、字松留七一八の乙、七二〇の乙、二二三二、二二三六、二二四〇、字王地堂二二四一、字上ノ原七〇二の乙

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県山形市大字村木沢字村上四二二四、五九一三、五九一四、五九一五の一、五九一六の一、五九二〇、大字滑川字ヒトロ八七五、八七六、字太郎沢一三四三の三

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び山形市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千五百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十一月十七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県米沢市大字大沢字楮小屋八三一の一三、字赤滝沢八四三の六から八四三の八まで、字大沢入八四四の二、八四四の三、八四四の六、八四四の一三から八四四の一八まで、字大豆蒔入道八三六の四、八三六の五、八三六の八、八三六の九、字大日嶽八四〇の一、八四〇の二、八四〇の四、八四〇の五、大字大平字燈ノ沢八四一の一、字温海二　八二一の一、八二二の一、八二二の三、八二二の四、字萱平八五七の一、八五七の三から八五七の五まで、字産産八五五の二、字渋川八四七の六、字狸倉八四九の二、八四九の三、字若林八四八の一、八四八の三、字鳥越八四五、万世町刈安字北沢二三九五四の一、字仏石二三九五二の一、大字関根字大左沢二　二三一六四から二三一七二まで、字採作矢沢四　二三四九九の一、二三四九九の三、二三四九九の四、大字板谷字鎌沢五二九の九、字四郎右エ門沢七七三の四、字蟹ヶ沢七七四の三、大字大小屋字次郎子沢一三四三の一、一三四三の二、一三四三の七、一三四三の一八から一三四三の二一まで、大字入田沢字小荒沢一六三八の八、一六三八の一〇、一六三八の一二、字白夫平裏一六三九の三四、字沢ノ入一六五一の二二から一六五一の二七まで、一六五一の五五、字化物沢三五七から三五九まで、字深沢口三六〇から三六二まで、大字関字櫛ヶ峰三九四〇の三、南陽市漆山字三ノ滝三八五八から三八六〇まで、字李沢三八六一、三八六二、字稗田三八六三の一、三八六四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字萱平八五七の一、八五七の三、八五七の四、字小荒沢一六三八の八、一六三八の一〇、一六三八の一二、字白夫平裏一六三九の三八、一六三九の四三、一六三九の四四

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○国土交通省告示第千百四十一号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百三十六条の二の規定に基づき、航空法施行規則第二百三十六条の二に規定する国土交通大臣が告示で定める年を定める告示

平成二十七年十一月十七日

国土交通大臣　石井　啓一

航空法施行規則第二百三十六条の二の国土交通大臣が告示で定める年を定める告示

航空法施行規則第二百三十六条の二の国土交通大臣が告示で定める年は、平成二十二年とする。

附　則

この告示は、平成二十七年十二月十日から施行する。

○国土交通省告示第千百四十二号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百三十六条の五第一項において準用する同令第百九十四条第一項第七号及び第九号の規定に基づき、無人航空機による輸送を禁止する物件等を定める告示を次のように定める。

平成二十七年十一月十七日

国土交通大臣　石井　啓一

無人航空機による輸送を禁止する物件等を定める告示

1　航空法施行規則（以下「規則」という。）第二百三十六条の五第一項において準用する規則第百九十四条第一項第七号の告示で定める物質及び物件は、航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示（平成十三年国土交通省告示第千九十四号）第一条の二各号に掲げるものとする。